

### 第33回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

1. 日時 平成28年6月27日(月)午前10時から正午まで

2. 場所 市役所P1階 会議室

3. 出席者 大阪市人権施策推進審議会委員

	大前 藍子
	金沢 一博
	(会長)川崎 裕子
	杉村 幸太郎
	武田 勝
	西田 芳正
	森 実
市民局理事	吉村 浩
市民局ダイバーシティ推進室長	平澤 宏子
市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長	藪中 昭二
市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長	柴田 昌美
市民局ダイバーシティ推進室共生社会づくり支援担当課長	
	吉岡 和彦
人権啓発・相談センター所長	藤田 浩之
人権啓発・相談センター副所長	森 正俊
市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理	辻井 善寛
市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長	中井 正徳

4. 議題 1 大阪市人権行政推進計画に基づく平成28年度の取組みについて

(1)「人権の視点!100!」実行プログラムの取組みについて

(2)人権啓発の取組みについて

(3)人権相談の取組みについて

(4)多文化共生の取組みについて

2 その他

(1)「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」の全面施行について

(2)人権問題に関する市民意識調査結果の概要について

(3)犯罪被害者等支援の国及び本市の取組みについて

(4)第5回大阪市同和問題に関する有識者会議について

5. 議事

**中井人権企画課担当係長** 定刻になりましたので、ただいまから第33回大阪市人権施策推進審議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします、市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長の中井です。

まず、本日の審議会の取り扱いをご説明いたします。この審議会につきましては、「大阪市人権施策推進審議会規則」及び「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、公開といたしております。また、本日の議事録、議事要旨につきましては、情報公開を進める観点から、後日、市民局ホームページへ掲載する予定でございます。

議事に入る前に、本日の資料等についてご案内をいたします。お手元に第33回大阪市人権施策推進審議会次第、大阪市人権施策推進審議会委員名簿、配席図をお配りしております。議事資料につきましては、資料一覧のとおりお配りをしておりますので、その都度ご確認をお願いいたします。

続きまして、本日ご出席の委員につきまして、配席図の配布をもってご紹介とさせていただきますが、中井委員におかれましては、急用とのご連絡をいただき欠席となっております。また、有澤委員、代田委員、永井委員、宮本委員、村木委員におかれましては、事前にご欠席のご連絡をいただいております。また、事務局につきましても、紹介を省略させていただきます。

それでは、大阪市からの出席者を代表いたしまして、市民局理事の吉村から挨拶を申し上げます。

**吉村市民局理事** 皆様、おはようございます。委員皆様におかれましては、公私何かとお忙しい中、本審議会に出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、平素より本市の人権行政の推進はもとより市政の各般にわたりまして、何かとご支援ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りし厚くお礼を申し上げます。

前回この審議会、3月に開催させていただいております、3月以降の国の主な動きとして挙げられますのは、4月1日に障害者差別解消法が施行されたということ。それと、犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。そして5月には、本邦外出身者に対する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に関する法律が成立いたしました。そのほかにも衆議院におきましては、部落差別の解消に向けた法案、また性的指向、または性自認を理由とする差別解消の推進に関する法案、こういう法案につきましても国会において上程されておりますなど、さまざまな動きが出てきているところでございます。

本市といたしましては、こうした国の状況も踏まえて対応を図っていくことが必要となっているわけでございます。

今回、成立いたしました、ヘイトスピーチの解消に向けた法律につきましては、ヘイトスピーチは許されないことを宣言し、人権教育と人権啓発などを通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得て、ヘイトスピーチ解消に向けた取組みを推進していくというものでございます。ご承知のとおり、本市といたしましては、この1月にヘイトスピーチへの対

処に関する条例を制定しておりまして、いよいよこの7月1日に条例を全面施行することといたしております。私どもといたしましては、国の法律も追い風としまして、ヘイトスピーチが許されない社会づくりが進んでいくことを念願する次第でございます。

本日はこうした状況も含めまして、大阪市人権行政推進計画に基づく平成28年度の取組みなどについて報告をさせていただきたいと考えております。限られた時間ではございますが、委員皆様におかれましては、忌憚のない意見を賜りまして、今後の取組みに生かしてまいりたいと考えている次第でございますので、よろしくお願い申し上げます。

また、委員皆様におかれましては、皆様の任期がこの10月末ということでございます。突発的にご審議いただくような事項が出てこなければ、今回の開催が恐らくラストということでございます。委員皆様におかれましては、この間何かとお世話になり、また貴重なご意見を賜ってきておりますことを、改めて感謝申し上げます。今後とも、人権尊重のまち大阪の実現に向け、積極的に取り組んでまいりますので、委員皆様方にはご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

**中井人権企画課担当係長** それではこれより議事に入ってまいります。以降の議事の進行につきましては、川崎会長にお任せしたいと存じます。川崎会長、お願いいたします。

**川崎会長** 会長の川崎でございます。よろしくお願いいたします。それではお手元に第33回大阪市人権施策推進審議会次第がございますので、それに従いまして議事を進めてまいります。

議題1大阪市人権行政推進計画に基づく平成28年度の取組みについての、(1)「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて、事務局より報告をお願いいたします。

**辻井人権企画課長代理** 人権企画課長代理辻井でございます。

私から資料1-(1)「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みにつきまして、説明させていただきます。

大阪市人権行政推進計画に基づきまして、区役所は24、局と室26、あわせて50の所属につきまして、毎年度、全ての業務におきまして人権の視点を持つという趣旨に基づきまして、実行プログラムを策定、実施し、日常業務の改善、見直しに取り組んでいるところでございます。

この2つのA3判の表でございますが、平成27年度に行いましたプログラムの名称、あるいは実績、評価を左半分には書かせていただきまして、右半分に今年度平成28年度の名称と目標というところでまとめた概略でございます。「人権の視点！100！」につきましては、常に6つの視点は忘れないようにということで、「伝える」「聴く・知る」「備える」「支える」「つながる」「務める」と、この6つの視点を念頭に置きまして、各所属で取り組んでいるところでございます。27年度、区役所、局・室とも、おおむねできたという評価が出ているところでございます。28年度の主な取組み、あるいは特色のあるところ

につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず区役所でございます。やはり区民に密着した職場ということがございまして、庁内表示物を工夫するという取組みでございます。都島区、あるいは福島区など合計9つの所属で庁内表示物を工夫して、どんな方でも見やすいようにという取組みをしていくということでございます。毎年、多くの区で取り上げているところでございます。

あともう一つ、待遇向上を掲げており、同じ程度、大体9つ程度の区がこれを掲げています。此花区、あるいは西区で待遇向上を目指した研修を入れているところでございます。

あと今年度の特徴として、私ども市民局としても取組みをお願いしてきたLGBTと障害者差別解消法、この2つにつきまして取り組む区が増えております。LGBTで申し上げますと、昨年度2区、淀川区と阿倍野区でした。2区だったのですが、今年度4区ということで、28年度でいいますと福島区、港区、昨年から引き続きですが淀川区、あと旭区で、トイレの表示を工夫する、窓口にレインボーマークを掲示する、申請書等に不必要に性別欄を設けないという取組みをするという目標を掲げている区が目立ってきているところでございます。

もう一つ、障害者差別解消法ですが、27年度につきましては明確に掲げた区がございませんでした。今年度につきましては2区ということで、生野区、それと旭区ということで2つの所属のほうで目標ということで掲げているところでございます。

特徴的な取組みをピックアップしてご報告させていただきます。城東区ですがコンシェルジュ研修をしています。同じく城東区ですが、これは外国語の対応かと存じますが、タブレット端末を使って窓口対応をするということで、新しい取組みをするところもございます。

こういった内容につきましては、今後、所属を集めた会議、課長級、係長級、あるいは主担当者を集めた会議を開きますので、そのときに紹介させていただく、場合によっては所属に発表していただくということで、全ての所属でこういう取組みをやっておるといったところの情報共有はさせていただこうと思っているところでございます。区役所につきましては以上でございます。

続きまして、局・室でございます。まず副首都推進局、あとICT戦略室につきましては、今年度からの所属でございますので、27年度は斜線になっておる旨、ご了解いただきたいと思っております。今年度の目標からスタートということでございます。

局・室は、毎年度、個人情報保護に関する取組みに重きを置いているところが多くございます。昨年度6つ、今年度でいいますと7つということで、例えば副首都推進局、あるいは経済戦略局とか、去年に引き続き健康局も、個人情報保護を目標に掲げているところでございます。

あと先ほどの区と同じですが、LGBTあるいは障害者差別解消法に取り組む所属が増えてございます。LGBTにつきましては昨年度ゼロだったのですが、今年度につきましては都市計画局、あるいは建設局を初めとしまして4所属につきまして取り組むと

いうことでございます。建設局は出先も多く、実は市民がかなり見学に来られる職場もございますので、そういう意味での取組みということで聞いております。

障害者差別解消法につきましても、昨年度ゼロだったのですけれども、私ども市民局を始めとしまして3局で取組みを行います。

あと目新しいところですが、交通局で表示板でピクトグラムを採用するということで、言語に頼らない、見てわかるという非言語情報を積極的に採用した取組みを掲げています。

あと、ICT戦略室、人事室、総務局、もともと同じ局ですけれども、この3つの所属が合同で人権研修を行っていくということも聞いております。昨年度来から情報共有、あるいは一緒にできるところは一緒にという委員の皆様方からご指摘を賜っているところがございます。その点につきましては引き続き各所属が集まったところで申し上げ、情報共有に努めてまいります。報告は以上でございます。

**川崎会長** ただいま事務局から説明がありました。その説明につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

**大前委員** 「人権の視点」から評価できるのところということで、各区または各局の27年度の評価をされてらっしゃるかと思うのですが、拝見していると区でも内部というか、主観的な評価かなと思うのですが、何か来庁者の方にアンケートを取られたり、第三者的な評価をされてらっしゃるかということが1点と。28年度の取組み目標についても、例えば福島区役所でしたらユニバーサルデザイン採用率100%のような数値目標ですとか、契約管財局でしたら情報漏えいの発生件数0件とか、数値目標を立てられているかと思いますが、こういった数値目標があるとより具体的かなと思うのですけれども、そのあたりについて教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

**辻井人権企画課長代理** お答えさせていただきます。例えば大正区でございます。ここは人権展という西ブロックで大きなイベントをやっていますが、そこでは必ずその場で来られた方にアンケートをとって、満足したか、あるいはわかったかとかいうアンケート結果のパーセンテージを出して数値目標を立てています。基本的には各所属におきまして工夫して数値目標なり、客観的にわかる数値を出した上での評価ということになってございます。以上でございます。

**川崎会長** よろしいですか。ほかにご質問ございましたら、ご意見をどうぞ。どうぞ、森委員。

**森委員** 28年度ではそうでもなくて、結構いろんなものが挙がっているのですけれども、27年度の項目を拝見すると情報提供っぽいことが、ネットとか物はいろいろありますけれども、建物の表示とかいろいろありますけれども、情報提供案内というタイプの取組みが非常に多いなと感じるのですけれども。これはなぜなのかなと思って、そういう質問です。

それからそのこととも関連しまして、この6つの視点というのはどういうふうに出てきたのかなと思ったりもしました。例えばこどもの権利条約だと生存する、育む、それから

犯罪というか虐待などから守る、それから参加するという、この4つの視点を持って条約が構成されていて、これにかかわって行政は何をするかということ問われているというふうになると思いますし、障害者差別解消法、あるいは障害者の権利条約だったら、差別をなくしていくにはユニバーサルデザインと合理的配慮ですみたいな柱を持ってやっているのですけれども、そういうふうな観点でいうと、この伝える、聴く・知る、備える、支える、つながる、務めるというのは、言葉としては非常に平たい言葉だなと思うんですけども、中身で考えるとある意味わかりにくいというか、何をしたらいいのかがわかりにくいのではないかなと思うところがあって。そういうことも関連して、27年度は特に情報関連のことがふえたり、28年度だと話題になっていることがふえたりというふうにしている面はないのかなと思ったりするのですけど、いかが。

もう一つだけ言っておくと、大阪市には大阪市の特徴というのがあると思うのですよね。例えば人権とは直接関係ないですけども、街頭犯罪。政令指定都市で断トツで1位とかですね。貧困率はどうかと、虐待の件数はどうかとか、幾つか特徴のある自治体だと思っているのですけれども、そういうこととの兼ね合いでこの6つの視点とかそんなのは定められたのでしょうかということが質問です。

ちょっとあれこれ細かいこと言いましたが、まずはなぜ去年情報が多かったのでしょうかというのが1つ目ね。その次が、それとも関連して6つの視点はどういうふうに定められたのでしょうかというのが2つ目の質問です。それとの兼ね合いで3つ目として、大阪市という町の特徴をどう捉えているのでしょうかというこの3つの質問です。

**川崎会長** それでは事務局のほうで、3つの質問についてお答え願えますでしょうか。

**辻井人権企画課長代理** 1つ目の今年度に関しましては先ほど申しあげましたLGBTあるいは障害者差別解消法について、トピックスといいますか、強化していくべきだろうということで、かなり前、年明けぐらいから各所属に強調してまいったところがございます。これを決めるのは当然各所属の取り組みということで、そこを押しつけてということではないのですけれども、ずっと同じことをやっているところ、あるいはどうしようかなと悩んでいるところは、やってくださいというところを伝えたところがございます。その結果ということで、LGBTなり障害者差別解消法ということになったと。結果、わかりやすくなったのかなというのは正直なところです。

昨年度の情報関係ということですけども、情報提供で配慮に欠けた発言、あるいはSNSでリアルタイムで市民の方にわかりやすい情報を提供しようとして、配慮に欠けた表現をしてしまったという事例もございました。そういうところもあって目標に掲げて情報提供を正しくといいますか、人権に配慮した形での情報提供、情報の配慮ということでの取り組みが多かったのかなと。そういう印象を持っているところがございます。

それと6つの視点でございますが、人権行政推進計画に基づいて取り組む中で、こういうところに配慮しようというところで定まった6つで、これ自体これだけでわかるか、わかりにくいかということになると、これに基づいた形で各所属の仕事を見て改善していく、

例えば情報でしたら伝えるは聴く立場に立って情報を発信するというところでできたところ  
でございます、うまく答えができなくて申しわけございませんが。

あと、大阪市の特徴、確かに犯罪率といいますが、あるいは虐待が多いというのも、私  
も承知しているところでございます。それぞれ特に虐待でいいますと福祉局中心に連絡会  
議を別途設けているところでございますし、具体の実現性のあるところにつきましては各  
所属で連絡会議を持ってやっているところでございます。

私どもは人権ということで、施策一般的な形のテーマというところになってございます。

**川崎会長** 事務局のほうで補充されますか。

**篠中人権企画課長** 「人権の視点！１００！」の取組みですが、これは平成２１年２月  
に大阪市人権行政推進計画を立てたその中の１つの取組みでございます。当時に総合的な  
人権行政を推進していくための切り口といいますが、考え方といたしまして、情報公開や  
広報、広聴、環境整備、あるいは行政サービスの推進と企業体、市民、行政との協働とか、  
事業者としての責任と、こういったテーマを総合行政を推進するための切り口として改革  
してまいりました。それをもう少しわかりやすく表現したらどうかということで、伝える、  
聴く、知るなど表現上の工夫をさせていただいているという経過がある点をご理解いた  
きたいと思っております。

それと区役所の取組みの中での特に情報提供や案内ですが、恐らく２７年度以前からも  
区役所ではこの取組みが中心になされてきました。とりわけ区役所窓口での市民サービ  
スの向上でありますとか、別途、区役所のそのサービスに対する評価とか、が随分問われて  
まいりました関係も背景にあるのではないかなと考察をしているところです。

**川崎会長** 森委員、よろしいでしょうか。ほかにご意見ございましたら、はい、どうぞ。

**武田委員** 淀川区が、昨年度の取組みで、ＬＧＢＴに配慮した取組みの中で、使用帳票  
等の性別欄の見直しというのが書かれています。２８年度も再度、使用帳票の性別欄  
の見直し継続と書いておられるのです。これは非常にいいことなので、各区というか市全  
体でも進められるのではないかなと思ったのですが、ほかの区や局を見てもどこにも出  
ないのです。これは市としてはどういうふうにお考えなのか、お知らせいただきたいな  
と思います。

**篠中人権企画課長** ＬＧＢＴにつきましては、昨年度、市民局、教育委員会事務局、こ  
ども青少年局、それと区役所で具体的にＬＧＢＴの取組みなどをやられているメンバーの方  
に入らせていただきまして、人権課題研究会のテーマにＬＧＢＴを設定いたしました。その  
中で国とか国際的な情勢とか、地方自治体での取組みなどを報告書に取りまとめ、全所属  
に共有をし、できることからやっていこう、今、職員研修などを中心に取組みをしており  
ます。今回この「人権の視点！１００！」の中にも大分出てきたのかなと思っております。

帳票の取組みにつきましても、その報告書の中で課題として掲げておりまして、今、市  
民局なり先ほど申し上げました局だけにとどまらず、各所属からのご意見を頂戴するよ  
うな仕組みで今後の取組みを進めてまいりたいと思っております。淀川区だけに特化した取

組みにはしないで、全庁的にもやっていこうと思っております。具体的には、去年、市民意識調査を市民局でやらせていただきました。その際に、性別というところもございすけども、今回、例えば、男、女、その他というふうなことで、村木委員のご意見なども頂戴しながら、できるところからの取組みをさせていただいているところでございます。

**川崎会長** その男、女、その他ですけど、今、検討中ということですか。

**篠中人権企画課長** それは、もう実施いたしまして、「その他、答えたくない」という項目にしております。具体的には、何%かちょっと記憶がございませんけど、今まででしたら性は男と女というのではなく、3つ目の項目を作ったという事例です。今回、性を全く外すというのも、特に支障、実務上必要のないことが認められる場合は排除していこうという方向で検討しているところです。

**川崎会長** 実際に、その他にチェックする人はいるのですか。

**篠中人権企画課長** はい。数字は、記憶にないのですが、ゼロではございません。

**辻井人権企画課長代理** 私から後ほど説明もさせていただくのですが、市民意識調査2,000人対象に送付させていただきまして、743人返ってきてまして、そのうち4名の方が、その他というところに丸をされ回答をいただいております。数字の多い少ないはありますが、確かにおられるということでご報告させていただきます。

**川崎会長** ほかにございますでしょうか、質問、ご意見。ないようでしたら時間の関係もありますので、ただいまの委員各位のご意見、ご指摘を踏まえて事務局においてご検討の上、「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについては着実に進めていただきたいと思います。

では引き続き議事を進めさせていただきます。議題1の(2)人権啓発の取組みについて及び(3)人権相談の取組みについて、事務局から一括で説明をお願いし、その後、質疑を受けます。では事務局から説明をお願いいたします。

**藤田人権啓発・相談センター所長** 人権啓発・相談センター所長の藤田でございます。

それでは資料1-(2)-1に基づきまして平成28年度大阪市人権啓発・相談センターにおけます啓発事業の取組みについてご説明させていただきます。

最初に1ページの地域密着型市民啓発事業ですが、地域に根差した啓発の担い手といたしまして活動をいただいております、人権啓発推進員、6月現在全市で813名の方をお願いしておりますが、この方々を対象とした育成事業でございます。これにつきまして、平成28年度の取組みとしましては、PDCAサイクルの徹底を図るより効率的な事業となるよう、昨年度、学識経験者、専門家を構成員といたします効果検証会議においてご検証いただいた内容を反映したものとしております。

2点ございまして、1点目が表中の3つ目に記載しております、今年度、新たな研修会といたしまして、推進員の任務と役割を充実させるため各区間の経験、交流及び推進員の活動方法の習得などを目的といたしました実践研修を29年の2月に実施する予定でございます。



2点目としましては、今年度、引き続き推進員の方々のモチベーションの向上等を図るため、人権情報誌「KOKOROねっと」で人権啓発推進員制度や活動事例についてご紹介していきたいと思っております。あとホームページやフェイスブック等も活用して積極的に広報を行ってまいります。

次に2ページをごらんください。市民啓発広報事業ですが、これはさまざまな媒体等を活用しまして、市民に人権問題の理解を深めていただきますよう広報を行っております。最初に啓発資料作成、増刷及び啓発映像ソフトの購入ですが、適宜有効な資料等の購入をいたしまして、配布、貸し出しを行っております。利用者アンケートを参考にしながら、先ほど出ていましたようなLGBTを始めとしまして、セクハラやDVなど新たなジャンルを含め購入をしております。昨年度の貸出実績といたしましては、貸出本数が915本、延べの利用者数が32,250人の方に視聴いただいているところでございます。

次に人権啓発情報誌の発行といたしまして「KOKOROねっと」、こちらのほうは、昨年度に引き続きまして、若年層や地域レベルでの人権の取組みを掲載するなど、紙面の内容の充実を図ってまいります。年4回発行いたしております、125カ所の本市の関係施設、140カ所の地下鉄の駅、130の市内中学校、86の市内の高校、こちらのほうは私立の高校も府立の高校も含めまして配架をしております。

次に3ページに移っていただきまして、参加・参画型事業ですが、市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供することを目的としております。

最初に人権に関する作品募集事業ですが、昨年度よりキャッチコピーに絞って募集しており、これまでのポスターやデザイン、写真などの優秀作品を融合させたポスター化を行い啓発素材として活用を図ってまいります。また人権への関心が低いと言われている若年層を対象に、作品の創作活動を通じまして人権意識の醸成を図ることを目的に実施を考えてまいります。

次に、大阪市、大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等で構成いたします人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会の連携事業といたしまして、全国一斉に国の基本方針に沿って引き続き実施してまいります。人権の花運動、これは市内25の小学校にチューリップの球根等を配布いたしまして、それを小学生の方に育てていただくことを通じて人権意識の醸成を図るものです。

また、Jリーグのセレッソ大阪との連携協力事業につきましては、ホームゲーム21試合で電光掲示板に選手による「いじめNO!」というメッセージを放映いたしまして、さらに年間1試合ではございますが、人権啓発イベントを実施して啓発物品を配布するなどの事業を展開して、12月には小学生を対象とした事業を予定しております。

次に4ページに移っていただきまして企業啓発推進事業ですが、こちらは市内の企業、事業者等を対象に人権研修の支援を行う事業です。より効果的な研修内容となるようなテーマや講師の選定を行うとともに参加者の拡大につなげることとしております。事業といたしましては、人権啓発講座入門・基礎編を若年層の従業員を対象とした講座といたしま

して、この4月と5月に2回実施いたしました。人権啓発の実践編は、人権啓発研修のスキルアップを目指す従業員や管理職等を対象といたしました講座として、7月と11月、年2回予定しております。経営層の人権啓発講座は、事業主・経営層を対象とした講座として、今年度は女性活躍に関する人権課題、障がい者雇用に関する人権課題をテーマといたしまして、9月に予定しております。あとブロック研修としまして、市内5つのブロックに分けてブロック単位での人権課題やテーマを設定して実施してまいります。

次に資料1-(2)-2をごらんください。平成28年度の区におけます人権啓発推進事業実施計画でございます。各区、詳細にはご説明するのに時間がかかりますので割愛させていただきますが、特徴的なところでは5月の憲法週間、12月の人権週間、1月の成人の日などの節目で、あと区民まつり等を活用しまして、ほぼ年間を通じて各区でさまざまな啓発事業に取り組んでいるところでございます。事業手法も講演会や街頭啓発、映画会や研修会、セミナーなど集客性を高めるためにいろいろな工夫をしながら各区各地域の特性に応じた工夫をしているところでございます。

続きまして資料1-(3)-1人権相談の取組みについてでございます。まず資料に1点訂正がございまして、ページを開いていただきまして3の(3)他機関との連携というところに表がございまして、こちらは、27年度の実績なのですが、右端の連携した機関数53機関と記載しておりますが、累計ということになっていまして、26年度が97でしたので、97足す53で、現在150機関との連携となっております。訂正よろしくお願いたします。

それでは事業の中身ですが、こちらのほうは人権相談を通じて人権侵害の早期発見や実態把握に努めるとともに、人権相談事業の充実・強化や他機関との連携強化を進めて、人権侵害に対する実効性のある救済につなげることとしております。22年の4月から、事業委託によりまして専門相談員を配置して実施しております。平日夜間だけではなく、土日・祝日にも窓口対応を行っており、区役所への出張相談、あと弁護士相談、さらに他の専門相談機関と連携しまして解決支援等に当たるなど、より相談者ニーズに応じた相談体制となっております。相談機関との連携としましては、相談担当員による人権相談を実施している各区役所とは、毎月、定例的に人権相談担当者会を開催いたしまして、ケーススタディや情報提供を行うなど、実際の相談内容に応じて解決に向けたケース検討会議を随時、開催しております。

次に28年度における取組みですが、今後、一層多様化してまいります人権相談に対応し、実効性のある人権侵害の早期発見・救済を進めていくために、センターの相談窓口の認知度向上と、市民への身近な区役所におけます人権相談機能の充実及び専門相談機関とのネットワークの充実に向けて取り組んでまいります。

相談窓口の認知度向上に向けた取組みとしましては、当センターを広く知ってもらおうということで、27年度の市民意識調査や相談者に対するアンケート調査結果からも有効であるという回答がありました区の広報紙や、先ほど説明いたしました人権情報誌の「K

OKOROねっと」への掲載、ポスターの掲示、市や区のホームページ、さらには、今年度、新規にカード型の携帯用広報物を作成いたしまして配架する予定でございます。

次に、27年度におけます相談実績をご説明いたします。

電話面談による相談実績ですが、実相談件数4,764件、あと延べの個別の課題別件数が10,311件となっております。25年、26年に比べまして、微増という件数でございます。この個別、課題別の相談内容と、他機関との連携につきましては、次のページの27年度における相談実績、1-(3)-2のほうに詳細は記載していますので、そちらのほうをご参照ください。

特に課題別の相談内容の主な特徴をご紹介いたしますと、年度による推移を見ますと、障がい者に関する課題が全体の3分の1を超えております。福祉サービス支援機関への不満や地域や家族から孤立しているなどの日常生活におけるさまざまな不安による差別が増加したこと、また本年度4月から施行されておりますが、障害者差別解消法が4月に施行されたことに伴いまして障がいのある方の課題意識がさらに高まったことも要因の1つとして考えられると判断しております。

その他の項目についてですが、一方的なお話をされるでありますとか、あと無言電話等相談内容としては不明瞭なもの、それと行政全般に対するさまざまな不満や苦情、こういったものも含んでおりますので、件数的に大きくなっているところでございます。私のほうからは以上です。

**川崎会長** ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問ありましたらどうぞ。

**森委員** 人権の花運動については前にも質問したことがあるのですが、予算の額としては、これ幾らぐらいなのですかね。大阪市だけで結構です。人権の花運動って、国からどれぐらい予算がおりてこれやっているのですかね。

**藤田人権啓発・相談センター所長** 28年度予算で、103万2000円になっております。

**川崎会長** それは国からおりてくるのですか。

**森委員** 国から大阪市におりてくるのです。大阪市としては、全然使う必要ないのですよね。大阪市のお金は必要ないですね。

**藤田人権啓発・相談センター所長** はい、市の費用負担はないです。

**西田委員** 私も人権の花運動というのが印象に残って。何でも人権というふうな名前をつけてしまっているようなものなのかどうか、実態もよくわからないのですが。ちょっとこれは何なのだろうなと思いました。

それから資料の貸し出しとか利用の人数がありますが、余り時間をとっていただくこともないと思うのですが、例えばどんなケースなのかなとちょっと知りたいなと思いました。どんなふうな人たちが、どんな機会を利用して利用されているのか、ちょっと知りたいと思ったのですが。

それからJリーグ、セレッソ大阪と連携協力したというふうなところで、「いじめNO!」のメッセージということですよ。最近も話題になりましたけども、例えばJリーグだとヘイトスピーチ、外国人排斥というのが1つの焦点となる場所だと思いますし、何かこういう場だからこそもう少し積極的に打って出るというか、そこで焦点になりがちな課題をこちらから迎え撃つというふうな、ちょっと表現は不適切かもしれませんが、その場に応じた適切なメッセージ発信というのが、受け身ではない形で工夫されたらどうかというふうに、ちょっと印象ですが思いました。

各区における人権啓発事業推進というところですけども、私、あるめぐり合わせで幾つかの区が合区でこういう取組みをされるというのを、それぞれの事業者が提案されて、それを審査してどっかに決めるなんていうふうな、その審査委員をやらせていただいたことがありまして、初めての経験だったのですが。それぞれ何かプロダクションのような企業があって、その契約した人権テーマでしゃべれる、あるいは何かパフォーマンスできる方々を準備していて、それぞれの業者がいろんなパッケージ化された内容を提案されて、数社から、さあ、どれがというふうな、そんな形で、そんな会社というか団体がたくさんあるんだなというのを初めて知ったのですけれども。どうも、その場所やその地域、時代に対応したものというよりは、何か会社が用意したうちの売りのネタはこれですよみたいな感じで提案されていて、同席されている審査員の方が、もう少し地域に即したアレンジはあり得ないのかなというふうな、あるいは提案をされていて、とても私は参考になると思うのですけども。

ということで、何かそれぞれの事業者が提案されるものをというのが基本の形になるのでしょうかけれども、それぞれの区の側、あるいは実施する側がもっとイニシアチブをとって、この地域だからこんな課題をみたいいな形をより提案するというか、業者と連携しながら何か考えていくみたいなの、行政の側ももっと主体的なかわりというのがあり得るのじゃないかなというふうな印象なのですね。ですからサッカーでやるのだったらこれをというふうな、さっきの話とも関係してくると思うんですが、もう少し主催する側のイニシアチブというのがあり得ないものかというふうなことを、印象ですけども思いました。

以上です。

**川崎会長** 以上3点ですね。事務局のほうから、ご説明お願いできますか。

**藤田人権啓発・相談センター所長** 最初の啓発ビデオの利用実態については多いのが、企業の方の人権の研修に教材として使うので貸し出しというのが最も多いです。2点目のJリーグですか。

**西田委員** いや、まあ、それは、アイデアがあってもいいのではないかと、それぐらいの話です。

**吉村市民局理事** ヘイトスピーチのそういう周知なのですが、ホームゲーム等を通じて電光ビジョンでヘイトスピーチは許されないということで、当然のこと、ヘイトスピーチの周知も場内でもやっております。市の方がいじめを中心に打ち出していますけども、法

務省と連携した事業でございます。法務省の方はヘイトスピーチの周知もこのサッカーということで多分機会がマッチしているのかなということで、そういう啓発もされております。

それと人権の花のことですが、花を植えることが目的ではなく、花の植えつけの機会を通じて人権擁護委員さんにお越しいただきまして、そういう花を育てる小学生を前に人権に関するいろいろな話をわかりやすく身近にしていくと、そういうことを目的とした事業でございますので、花を植えておしまいではなく、花を植えることをきっかけに人権擁護委員さんを通じた、そういう啓発を行うということを目的といたしております。

**平澤ダイバーシティ推進室長** 最後おっしゃっていましたが、各区役所等で啓発事業をする際の地域的な特徴を捉えたものということで、各地域におきましてもいろいろ工夫は区役所等でもしておるところなのですが、そういった印象を持たれている部分もあるということで、区によりましては、それぞれ地域特性を生かしまして4区合同でやっておりますような取組みもございますけれども、そういった区における人権課題を捉えて啓発を進めるといったことにも積極的に区のほうも取り組んでいけますように、大阪市における、今、問題になっている課題であるとかそういったものの情報提供も市のほうで進めてまいりたいと考えておりますので、特徴を生かした適切な啓発が進められるように市民局から各区のほうに提供をしていきたいと思っております。

**篠中人権企画課長** 室長からお答えさしあげましたが、地域における人権啓発事業ですけど、一昨年に市民局と各区役所が入って地域における効果的な人権啓発事業のあり方を研究させていただきました。地域性ということになりますと、やはり外国籍の多い地域、同和問題に関連の強い地域でありますとかいろいろございますけど、人権課題としてはそういう切り口もありますけれども、やはり区が人権啓発事業を企画する際に、例えばタイムリーな人権課題を住民の方に提供するであるとか、継続的にやっていくことの必要な課題であるとか、1区にとどまらず複数区が合同で実施する効果的なやり方があるだろうとか。より効果的な手法、同じ講演会をするだけでも、講演会を聞いて帰るだけではなく、教材を工夫する、会場を工夫するとか、そういったいろんな効果的なやり方もあるだろうというふうなことで、各区のほうにはそういった報告書もお渡しをさせていただきながら、日々、企画に当たっていただいておりますということでご紹介をさせていただきます。

**川崎会長** よろしいでしょうか。ちょっと私から人権相談のところでは他機関との連携件数ですが、25年度が突出して、だんだん減ってきているのですね。というのは、相談だけで終わっているのが多いということなのではないでしょうか。

**藤田人権啓発・相談センター所長** 25年、26年の詳細があるのですが、数字だけで見ますと年々減ってきてまして、おっしゃっている連携してやらなくてもそちらのほうにつないでいる。

**平澤ダイバーシティ推進室長** 案件によりましては特に連携せずに解決できるものもございますので、いろいろ相談の中身によって連携が必要な場合等々出てきますので、それ

でこういった件数が年度により増減しているという状況になっておるかと思えます。

**森委員** 私もこの相談はすごく気になっておりまして、件数として解決に至ったものがどれだけあって、解決しなかったものがどうなのかとか、というふうなことから教訓を導き出すべきではないかといいますが、相談事業って市がアンテナを出しているようなものですよね。そのアンテナに、言わばたどり着いてくれた方がここには見えてくると思いますが、それで相談の結果、解決できたのだったらそれは非常にいい。けれども相談の結果、解決できなかったとしたら、市のサービスなり社会のあり方について何かそこには問題が反映しているのだと見るべきじゃないかなという気はしまして、そのあたりはどうかかなと感じたのです。取組み件数だけが挙がっていて、解決したとか、しなかったとか、そこからどんな教訓を得たとか、そんなのがあるといいなと思いましたがというのが1つ目。

それから2つ目。これも今のご質問とかかわると思うのですが、資料1 - (3) - 2を見ますと、平成27年度における相談実績という、割と詳しいグラフですが、これを見ますと、ほとんどの項目が実数で27年度は減っていますよね。これをどう見るのかも重要だと思っております、これ、比率でこうなっているのだったらともかくなのですが、件数ですよね、右側の棒グラフって。件数で検証しているというのをどう見るかって、結構、重要な気はしてまして、相手にされなくなったのか、問題がそもそも減少しているのか、はたまた別なのかというのは考えていいのじゃないかなという気はするんですね。それと、減少というのもあるのですが、ずっと通して少ない項目ってありますよね。例えば、「子ども」という、初めにちょっと触れましたが、大阪市は子ども虐待で有名といいますか何といいますか、よく知られている自治体だと私は認識しているのですが、それにもかかわらず、「子ども」というのは非常に、毎年、少ないですよね、これ。とすれば、それはなぜなのかとかですね。その少ない項目に注目して、なぜこれが少ないのかということも議論はあり得るのかなと思ったりするのですが、そのあたりいかがでしょう。

**川崎会長** お答えできますか。

**平澤ダイバーシティ推進室長** 最初のご意見で解決したのもあればということですが、なかなかご相談、どちらかというところと傾聴が中心になっておりますので、解決に至ったかどうか、あるいは連携機関のほうにおつなぎをして、その結果、解決まで至ったかどうか把握できないようなものもございますので、解決した件数というのはなかなか挙げにくいというところにはなっております。

少ない項目もあるということで、「子ども」でありますとか、「高齢者」なども少ないかと思うのですが、多分ほかにもいろいろダイレクトに子どもなり高齢者であれば相談の窓口もございますので、そちらのほうで相談されているケースはやはり多いのかなと思っております。そこ以外でやはり人権相談ということで、こちらへ相談されるケースもあるということで、特に高齢者につきましては地域包括のセンターのほうですか、それが整

備された関係でかなり減ったといった実例もございますので、ここにあらわれてきてないからといって、大阪市全体での相談のその制度が整っていないということではございませんので、そういったところとも連携をしながら人権相談としても対応していくという形になっておるといことでございます。

**森委員** 減っているというのは。

**平澤ダイバーシティ推進室長** 減っている分ですけれども、この生活、近隣等につきましては、もともとはいわゆる相談内容が、不明瞭なものですとか行政に対する不満といったものにつきましても、26年度までは何とかカテゴリー分けをしておったところもあるのですが、そのあたりなかなかわかりにくいものについては、その他のほうに移したといった経過も26年度と27年度の間にはございますので、そこでかなり件数のほうが変わっているといったところもございます。あと1人の方が、非常に何度も相談されるケースというのもございますので、そのあたりは個別に我々としても把握をして、今後に生かしていきたいと考えております。

**森委員** もし、そうなのだとすれば、これは書き方を大分変える必要があるのではないですか。誤解を招きますよね。相談が減少しているということはどう見るのかとかね。それから区分けがこう変わったとかね。いろいろなことが背景にはあるわけですよね。これだけ見ると、何かわけのわからないのが増えているなという、そういう感じじゃないですか。

**平澤ダイバーシティ推進室長** 件数につきましては、どうしてもこういった形になってきますので、後は特別にその区分けを変えた場合等につきましては注釈をつけるとか、そういったことは検討させていただきたいと思います。ただ件数それぞれが減りますのは、それぞれのその年でどのような相談が来るかによってどうしても増減してしまいますので、分け方につきましては、もうすこしこの形で、数値をお示したほうが状況はお伝えできるかと思っておりますので、この形でさせていただきたいと考えております。

**森委員** この窓口だけではなくていろんな窓口があるという話もありましたよね。だとすれば、そういうのも全部示したほうがいいのではないですか。

**平澤ダイバーシティ推進室長** あくまで大阪市の人権相談における相談件数ということとさせていただきますので、ほかの窓口全てとなりますと我々も連携している機関、非常にたくさんございますので、それ全部は非常に難しいということで。

**森委員** 全てとは申ししていません。全てとは言ってないので、その点だけはよろしく願います。

**平澤ダイバーシティ推進室長** 大阪市の人権相談窓口ということで、数字のほうは示させていただきますと思います。

**川崎会長** やっぱり縦割りになっているから、わかりにくいところあるのですよね。ほかにご意見ございましたら。では、ただいまの委員各位のご意見、ご指摘を踏まえて議題1の(2)の人権啓発の取組みについて、及び(3)の人権相談の取組みについてはご検討

していただいて、着実に進めていただけたらと思います。

では、引き続き議事を進めさせていただきたいと思います。議題1の(4)の多文化共生の取組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

**柴田多文化共生担当課長** 多文化共生担当課長の柴田です。多文化共生の取組みについて、資料1-(4)により説明させていただきます。

前回の審議会で多文化共生施策の範囲についてのご質問をいただきました。大阪市では、現在の国籍にかかわらず外国にルーツを持つ外国籍住民を対象とする施策を多文化共生施策として実施していると申し上げました。この点につきましては、平成26年度より、それまでの外国籍住民施策という名称から現在の多文化共生施策に名称を変更したものでございまして、かねてより、平成16年3月に改定した大阪市外国籍住民施策基本指針に基づいて全庁的に進めてきた施策、事業を継承、実施していくものでございます。

この多文化共生という用語につきましては、地域の生活者である外国人住民に関する施策についての国の所管官庁である総務省の研究会が、地域における多文化共生を、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことという定義をしております。この国の研究会に先立って定めました本市の基本指針も、基本的な趣旨を同じくしております。

この指針に基づく具体的な施策、事業の全体の柱立て等につきましては、この資料1-(4)-2、平成27年度区・局室等の多文化共生の取組み概要に掲載をいたしておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

市民局では、この指針に基づく各事業の進捗管理とあわせまして、各所属の施策事業に多文化共生の視点を広げていくために必要な業務支援、及び局が各所属事業との相乗効果を目指して局単独、もしくは各局等と連携して実施する事業等を進めておりまして、主な取組みにつきまして、この資料1-(4)-1のA3判の資料によりご説明いたします。取組み課題の柱は、昨年度同様外国籍住民の行政情報を中心とする情報へのアクセスのしやすさの向上、それから外国籍住民相互及び外国籍住民と日本人住民との日常的な交流と情報交換の場づくり、そして多文化共生に関する市民の理解促進、そして区や各局等の多文化共生推進にかかる業務等の支援の充実でございます。

情報へのアクセスの向上では、本市の各所属が多言語で作成した制度や施策等の一覧表でありますとか、多言語資料でカバーするのが困難な少数言語話者で、日本語に十分まだ習熟しておられない外国籍住民の方にも伝わりやすく工夫された「やさしい日本語」というものによる情報発信の一覧を引き続き更新するとともに、市民局ホームページでのトップページへのリンクや新規カテゴリーの設置などを行っております。また、やさしい日本語の考え方や、具体的な作成方法と内外の事例を取りまとめた活用できるようにして作成いたしました「『やさしい日本語』を使った施設案内のポイント集」を参考資料として各所属に提供して取組みを求めています。また、区役所や地域で取り組まれている多文化共生の取組みや多文化共生施策に関する資料を市民局のホームページやフェイスブックで積



極的に情報発信しております。

さらに、フェースツーフェースのつながりの中での情報入手も重要なルートでありまして、外国籍住民が集まる場所や、外国籍住民とのつながりを持つキーパーソンを通じた口コミによる情報提供等が効果的でありますことから、地域の識字日本語交流教室でありますとか、市内の外国籍住民のコミュニティーが幾つかあると思います。そういったところに着目し、各種行政情報の提供と外国籍住民のニーズ把握のアンケート、それから日常的な交流や情報交換の場づくり、及びそれらの橋渡し役となるボランティアの人材の育成を進めるとともに、区役所や地域団体等と連携して地域の特性に応じた多文化共生のまちづくりにつなげるということを目指す、多文化共生の場づくり・人づくり推進事業を、今年度市内24区中17の教室と6人のキーパーソンの方を通して実施してまいります。この事業の一環として、区役所防災担当と連携し、やさしい日本語による防災学習会を実施しており、昨年度の5区から今年度は9区へと拡充いたします。あと橋渡しをしていただくボランティア人材を新たに募集し養成する研修を実施してまいります。

多文化共生についての理解促進に向けた取り組みでは、まず地域の外国籍住民が講師となりみずからの文化や生活、また母国と日本の違いや共通点等の紹介を通じて交流と地域活動の促進につなげるという多文化共生地域協働サポート事業という事業がございますが、これを区役所等と連携して引き続き展開していくとともに、教育委員会との共催で多文化共生に向けた市民向けセミナーをモデル事業として企画実施してまいります。今年度は仮称ですけれども「ナチュラルに私を魅せる、きものとチョゴリ～ファッションから考える多文化共生」という親しみやすいテーマのものと、それから外国人との共生を目指すヨーロッパ諸国の諸都市で取り組みが進められている、反うわさ戦略という取り組みがございますが、その発想に学ぶ内容での市民向けセミナーを予定して現在企画中です。

区等への支援といたしましては、窓口対応と多文化共生にかかる実務担当者研修の複数回の実施や、職員向け各種情報の提供、庁内組織である多文化共生施策連絡会議の開催に加えまして、本市の多文化共生施策のあり方等についての具体的なテーマを設定し、関係所属等の職員参加のもと学識経験者等から専門的かつ実践的なご意見を伺う、有識者意見聴取を実施して、より効果的な施策推進に向けた仕組みづくりや工夫の検討につなげてまいります。

今年度は、1つには多言語や、やさしい日本語で発信している情報を外国籍住民に的確に届けるためにはどうすればよいのかという工夫についてのテーマ。それから2つ目は外国籍住民への対人援助場面を始め、生活の中で必要な通訳や翻訳、これらはコミュニティー通訳・翻訳ということですが、これらに対応する仕組みづくりをどう進めるかについて。それから3点目は、外国籍住民が自らの文化や生活等について紹介し、地域住民の多文化共生への理解と外国籍住民自身の地域参加を進めるといった人材を発掘して交流や活躍の機会をつくると、そういう仕組みづくりについて行います。4点目は、外国籍住民をサポートする側、これは日本人も外国籍住民自身も含まれますが、そうしたサポートする

側が地域の特性を踏まえて多文化共生の取組みを進める、そういった人材の育成とその活動の支援のあり方について、それぞれ有識者よりご意見をいただき、今後の具体化に向けた検討を進めてまいります。

以上を柱といたしまして、これらの取組みを通して引き続き今日的な変化等にも的確に対応した多文化共生に向けた取組みが全庁的に展開されるよう施策を進めてまいります。

以上でございます。

**川崎会長** ありがとうございます。それでは今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらどうぞ。

特にございませんか。それでは時間の関係もありますので、多文化共生の取組みについては着実に進めていただきたいと思います。

それでは、議事を進めさせていただきます。議題2の(1)「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」の全面施行について、事務局より報告をお願いいたします。

**篠中人権企画課長** 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例の経過等ということでございます。

前回、第32回の審議会が3月1日に開催されておりますので、もう条例が公布、一部施行してからの開催でございました。その後、条例内容の市民に対します周知、あるいは広報、啓発の取組みを、この資料の右側下ぐらいにありますホームページによる情報発信、大阪市広報紙への掲載、啓発チラシの作成・配布と、また、人権啓発推進員の研修での説明なり、国、法務省法務局との連携した啓発の取組みを進めてまいりました。

5月25日の市会本会議におきまして、「ヘイトスピーチ審査会委員の選任について」提出、選任に同意を頂戴したところでございます。資料2-(1)-3大阪市ヘイトスピーチ審査会委員予定者ということで、28年7月からの就任予定しておりますが、書いておりますとおり5名の委員の方々についてご選任を頂戴したところでございます。弁護士2名、行政法、国際法、憲法、それぞれの専門分野から1名ずつの計5名で構成されております。

7月1日の条例全面施行ということで、現在に至っておるところでございます。いよいよ今週金曜日からの条例全面施行ということでございますので、市民等からの申し出等の受付も開始予定ということになっておる経過でございます。

参考に国の動きということで、6月3日に公布されました本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律ということで、これはいわゆる与党法案が施行されているというところでございます。

資料といたしまして、次のページに、これも既にこの間審議会等でもお配りさせていただいておりますが、条例の概要、その裏面に現在活用しております7月1日からの申し出受付開始という市民の皆様にご利用いただけるようなチラシでございます。

それと資料2-(1)-4ということで、国の法律につきまして参考に入れさせていただいております。若干、概要を申し上げますと、大阪市の条例につきましては、この間ご

説明しておりますとおり、表現活動の内容とか、対応とかの不当性に鑑みて表現活動を抑止していくと。それをもって市民の人権の擁護を図るということを条例は目的としておりますけども、今回、国のほうにつきましても基本理念を定めて、国、あるいは地方自治体の責務を明らかにして基本的施策を定めていくというふうな、いわゆる理念法ということになっています。

この間、法が制定された後に法務省とも調整、協議をさせていただきました。条例と法との関係ということで、条例でも附則で国で法ができた際には検討を行うというふうな規定もございましたが、その点に関しましては、国につきましても目的としては同様であるし、法の規定内容あるいは施策の推進について特に抵触するものではないというご見解も頂戴しております。今後、この条例の内容で地域実情に応じた取組みを進めてまいるといふふうなことで行ってまいりたいと思っております。

資料最後に、資料2 - (1) - 5で、今回、附帯決議がなされておるところでございます。特に3番でインターネットを通じて行われる差別的言動を助長したりそういった行為の解消に向けた取組、施策を実施することということで、特徴としてあろうかと思っております。ちなみに1番から4番までは衆議院におきます附帯決議で、その前段に行われました参議院での附帯決議については1から3までとなっておりますところでございます。

以上、この間の条例の経過等についてご説明をさせていただきます。

**川崎会長** はい。7月1日から施行ということで、この委員会もその前に開催したいということでしたが、ただいまの報告につきましてご意見、ご質問等ございましたらおっしゃってください。

**森委員** この法律なのですが、先ほど法務省と協議をして、この条例が国の法律と抵触するものではないという感じのお話になったとおっしゃったかと思うのですが、私としては、この前の、この条例の議論のときに繰り返し出てきたのは、国がやってないからやりにくいという話がよく出てきたと思うのですね。それでいいですよ、国がその理念法であれ、これぐらい言ったということという、さらに大阪市として広げて取り組むという余地が出てきたのではないかと思ったりするところもあるのですけれども。そのあたりはどう評価されているのですかね。

**笹中人權企画課長** この間、この条例の取組みそのものは一昨年からの動きでしたけども、それ以前から大阪市としてはヘイトスピーチに関しては国の法整備、実効性のある措置が必要だということはずっと要望もしてまいりました。結果的に今回、法が成立したわけですけども、市長のコメントを紹介させていただくならば、やはり国が法をもって対処する姿勢を示したことについては非常に有意義であるというふうに申しております。私たちとしてもこの条例を運用する際に、法令があるとなないということというならば、あるということについては支えになるというのでしょうか、そういうふうに考えてはおります。

**森委員** 具体的にありますか。

**川崎会長** 例えば、でも国より市のほうが進んでいると思いますよ。ですから、もっと

国がいいものをつくってもらったら、市ももっと進めたのだけれども、例えば表現の自由と罰則の問題も何も触れていませんので。これ以上、市のほうが、私はやっぱり、自画自賛になりますけども、大阪市のほうがずっといいものだと思っています。

**森委員** 私も大阪市がこの条例をつくったことも、国の施策に何らかのプラスの影響を及ぼしたとは思っておりまして、その点は大阪市として誇れるものだなというふうにはすごく思っているのはあるのですね。ただ、どこでしたっけ、確かな記憶のある方がおられたら教えていただきたいのですが、この条例そのものではないですが、川崎市かどこかでヘイトスピーチをしている団体に部屋を貸さないというのをはっきりやったというのがどこかにあったような気がするのですね。あれなんかは、この法律の動きがあってやりやすくなったのかなと私は感じていまして、その面でいうと大阪市もすごく控え目な話でありましたので、条例の中身からちょっとずれるので申しわけないところではあるのですが。例えば、そういう面で1歩前へ進められないのかと思ったりはするということです。

**川崎会長** 何か、私も、今、それに近い記事を新聞で読んだような気もするのですが、事務局のほうでおわかりでしたら。

**平澤ダイバーシティ推進室長** 森委員がおっしゃっていますのは、川崎市におきまして公園の使用許可、デモの集合地域になっていました公園の使用許可について、それを認めなかったという事例かと思います。こちらにつきまして、川崎市のご判断ということですが、川崎市議会におきまして全会一致で使わせるべきではないと、そういったご意見もいただいているといったことも、やはり判断の材料にはなったのではないかと考えておるところです。私どもとしましては、この件も含めて考えてはおりますけれども、やはり現状といたしましては公の施設の利用については、やはり最高裁の判例の考え方というのは、今、最も有効ではございますので、川崎市は踏み込まれましたけれども、大阪市としては基本的には同じ考え方になるかなとは考えてはおります。ただ、市長も川崎市の事案を受けまして、川崎市のように市会においての要望等ございましたら、それは1つの判断材料にはなるかなというふうには申しておりますので、そのあたりは条例の運用も含めて、今後、公の施設の利用がどうこうという直接的なことではないのですが、さらに広げてやっていく余地というふうにおっしゃっておられましたけども、そこにつきましては条例の運用状況を見ながら必要に応じて、もし検討すべき事項が出てくれば審議会のほうで、またご意見もいただいてやっていく必要があるかとは考えているところです。

**川崎会長** まだ、7月1日施行、これからですけども、何か事前相談みたいなのはあるのでしょうか。

**平澤ダイバーシティ推進室長** 今のところ事前の相談というのは問い合わせが数件あった程度ということで聞いております。それも7月1日になってから行われたものが対象ということですので、今の時点では件数等は読めない状況かと思っております。

**川崎会長** ほかにご質問、ご意見ございましたら。特にございませんか。それでは事務局において説明どおり、この問題について取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、議題2の(2)人権問題に関する市民意識調査結果の概要について、ご説明をお願いいたします。

辻井人権企画課長代理 資料2-(2)をご覧くださいませでしょうか。

平成27年度人権問題に関する市民意識調査結果の概要でございます。この調査につきましては、昨年度行ったのですが、人権施策を効果的に進める上で市民の人権に関する意識の変化、あるいは動向を把握することが必要であるために、5年に1回実施させていただいております。今回は、平成22年度実施でございました。今後の人権尊重の社会づくりに向けた施策推進の基礎資料として活用していくために実施したものでございます。現時点で数値をまとめさせていただいております。概要版でまとめさせていただいておりますけれども、今年度中に、この調査結果、数値まとめた結果につきまして、有識者のご意見をいただきまして分析報告をさせていただきまして、報告書を作成する予定でございます。詳細分析につきましては後日ということとさせていただきますけれども、本日、結果の概要ということでご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず1ページでございます。調査の方法ということで、1-2ですけれども、調査数は前回と同じ2,000ということで、住民基本台帳データから無作為の抽出をさせていただきました。ただ前回以前は、満20歳以上ということで抽出していただのですが、今回18歳以上ということで、18歳、19歳の方も含めた形で2,000人を無作為抽出したところでございます。大きな2番でございますが、回収状況でございますけれども、2,000のうち、今年度、有効回収調査票という形でいいまして743人の方からお答えいただきました。回収率としましては37.2%でございます。前回の数値、同じ2,000を対象にしまして、返ってきた数が716、回収率で申し上げますと36.2%ということで、若干ですけれども増えているという状況でございます。

続きまして、主な結果の概要ということで、主な点を説明させていただきます。

まず3ページ、問1「人権」について関心がありますかということで、関心のあるなしを確認させていただいたところでございます。関心があると答えた人が、パーセンテージ見ますと24.9、少し関心があるということで40.1、両方肯定的ということで関心がある、少し関心があるを足しますと65.0%でございます。逆に、あまり関心がない、関心がない、否定的という回答をあわせると24.6%となっております。また、前回この肯定的な意見が65.7%、否定的、関心がないというほうが25.1ということで、両方も数字が、本当に若干ですけれども少なくなって、傾向としては変わっておいということで見えておりますけれども、ただ、私どもとしまして、関心がある、いわゆる肯定的な意見が増えていないということが、施策をする上で気にしなければいけないと思っておりますので、今後、啓発の点につきまして、直接市民の方に訴えられたらいいなという、啓発活動できればいいなと考えておるところでございます。

続きまして、4ページから6ページにかけてでございます。個別の人権問題につきましてということで、意識の状況を調査させていただきました。(1)から(19)までござい

ます。法務省で17項目、強調事項を掲げておるのですけれども、それに、8番目のヘイトスピーチ、それと19番の個人情報の流出漏えい、この2つを足しまして19問ということで、市民の方に関心あるない、基本的な意識の調査をさせていただいていたところでございます。4ページの表は数字ばかりになっていますので、5ページのグラフを見ていただいたほうがわかりやすいかと思えますけれども、左から関心がある、次に少し関心があると、その次があまり関心がないとなっております。関心がある、少し関心があるといういわゆる肯定的な答えの方の合計でいいますと、高い順に、こどもの人権問題、個人情報の流出漏えい、3番目に高齢者と。3つ言いますとそれだけなのですけれども、同じように多いということで、4番の障がいがありますとか、女性とか、あるいは北朝鮮の拉致問題というのも多いほうに入っております。逆に、あまり関心がない、いわゆる否定的なお答えが多かった部分が、性的指向が少数派の人々、それと性同一性障がいの方々の人権でございます。いわゆるLGBTなどの性的少数者に関する課題について、関心が高くない、低いという結果になってございます。ただ詳しい分析を待たなければいけないのですけれども、このLGBTの話、最近かなり大きく取り上げられておりますけれども、最近ということもございまして、今後は高まっていくのではないかと考えております。そういうことで取組みは行ってまいりたいと存じております。

次、11ページでございます。住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識でございます。住宅を選ぶ際の意識について尋ねましたところ、避ける、あるいは、どちらかといえば避けると思うと答えた人の合計の割合が高い順で言いますと、一番目の同和地区の地域内であるという方が合わせますと54%、続きまして近隣に低所得者などの生活が困難な方が住んでいるというのが46.6%となっております。これを見ますと、やはりまだ同和問題に関する意識、あるいは偏見が残っているという結果が見受けられますけれども、前回との比較でいいますと、生活困難者が多く住んでいるという(3)が少し伸びております。前回と比較ですが、およそ7~8%伸びておるところでございます。ほかのところはほぼ横ばいというところございまして、傾向そのものは変わっておらないのですが、数字の変化はございます。理由はあるかと思えますので、詳細分析を待って考察してまいりたいと存じております。

続きまして、21ページ、問10-1、同和地区の人に対する就職差別の現状イメージでございます。同和地区の人は就職するときに不利になることがあると思うか尋ねさせていただきました。しばしば、あるいは、たまに不利になることがある、表でいいますと、右側に、しばしば、あるいはたまにという、区分不明というお答えの方もおられまして、この3つを足さなければいけないのですけれども、そう答えられた方を合計しますとおおむね不利になると答えた方の合計ということになりますが、48.2%になってございます。一方で、不利になることはないと答えられた方は14.1%になってございます。前回調査でいいますと不利になる方向で考えられている方が44.5%で、不利になることはないとお答えされた方が10.5%ということで、肯定、否定それぞれが増加ということ

になってございます。先ほど来あります偏見の問題があるということは言えるのかなと思っておりますけれども、詳細分析を待って考察をさせていただきたいと思っております。

次に23ページでございます。同和地区の人に対する結婚差別の現状イメージでございます。同じような質問方式でございますが、しばしば、また、たまに反対されることがある、そして、しばしば、あるいはたまにの区分不明と、反対されることがあるとお答えされた方、この3つ合計しますと60.5%になります。反対されることはないと答えられた方が4.8ということで、この点につきまして、傾向としまして前回とほぼ同様、今回60.5に対しまして前回は61.7、反対されることはないというのが、今回4.8に対して前回4.2ということになってございます。また、同じということも分析を要するという事になるかと思えます。

28ページでございます。問13、大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されるまちであると思えますかと。実はこの問13と最初の問1が、大阪市におけます2つの大きな指標ということで、私ども重視しているところでございますが、そう思う、あるいは、どちらかといえばそう思うと、肯定的に答えられた方の割合が52.9%、そう思わない、どちらかといえばそう思わない、否定的に考えられた方の答えが43.9%でございます。前回よりは良くなっておりまして、前回は肯定的な回答が44、今回52.9に伸びた。前回の否定的な回答が45.7、今回は43.9。少し減ったという形で、少しよくなっているということになってございます。これにつきましては、この傾向が続くように努めてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、38ページです。問20、人権侵害を受けた場合、あるいは受けたと思ったその場合に、当然、ご家族ご親戚友人の方に相談される方がかなり多いかと思えますけれども、それ以外のところで具体的に相談される窓口、あるいは相談機関でどこに相談されると思われますかと質問をさせていただきました。そうしますと、区役所の人権相談窓口43.3%、続きまして大阪市人権啓発・相談センター26.8%でございました。先ほど来報告もありましたけれども、相談だけで済む場合とか、あるいは他の機関につなぐ必要があるものとか、さまざまな事例があるかと思えますけれども、私ども市民局としましては、区役所で相談いただくのは非常にありがたいのですが、人権啓発・相談センターを、もっと市民の方から活用していただけるように周知啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**川崎会長** たくさんありましたが、ただいまのご説明についてご意見、ご質問等ありましたら、どうぞおっしゃってください。

**森委員** これまず大阪府も実施していますね、こういうタイプの調査。大阪府のはそんなに詳しくは見てないのですが、さっと見た範囲では大阪市のほうが質問いいなと思いつつながら拝見してございまして、その分ちょっと聞いてみたいなと思うことも出てくるということですね。質問を幾つかさせていただこうかなと思っております。

どこのページでしたか、住宅関連の中に、なぜ近所に住まない、避けるのかということ

に関連して、治安が悪いからというか、そういうふうな選択肢がありませんでしたか。これが、質問の趣旨は何かといいますと、治安が悪いというのは、これ、どういう概念なのかと結構微妙だと思っているのですね。ほとんどイメージ言葉で、明確な定義がないまま使われることが多いなと思っていて、例えば街頭犯罪が多いとかいうふうな感じのイメージもあるでしょうし、戦前的にいえば治安維持法というのは政府に逆らう人を対応するという法律でしたから、政府に逆らう人が多いとかというような意もたどればあるかなと思ったりもするのですけれどもね。この治安が悪いというのは、余り安易に使うべきではないかと思っているところがありまして、大阪市としては、この選択肢を設けるとき、これについては何か議論があったのでしょうかという質問です。

**川崎会長** 12ページにあるのですけど。

**森委員** 12ページですか。

**川崎会長** はい。治安の問題などで不安があるからが、一番多いですね。

**森委員** ここですね、はい、そうです。そのとおりです。

**川崎会長** どうぞ、事務局のほうで説明を。

**辻井人権企画課長代理** この部分の回答につきましては前回との比較もあるということ、そのままさせていただいた分もごさいます。今後は、言葉遣いといいますか、いわゆるイメージ先行にならないようにとかいうこともあるかと思えますし、逆にいえば住宅を選ぶ際の理由ということになりますと、市民の皆様がどこまで具体的に考えているかということもありますので、そこに沿った形で答えやすい答えも必要かと思えます。論議不足はありますけれども、ご了解いただけたらと思います。

**森委員** 今の説明に関連して少しだけ意見を。

**川崎会長** どうぞ。

**森委員** これをなぜ言うかといいますと、大学で授業をされていて学生さんから毎年出てくるのは西成について治安が悪いという言い方なのですよね。西成について治安が悪いというのは、ほぼ根拠なく言われている事柄だと私は思っていて、現に大阪府のウェブサイト見ましても、各区別の街頭犯罪発生率という表がありまして、それを見ますと西成区の発生率は大阪府の平均程度ですね。発生率だけでいうと、北区、中央区というのが非常に多い。これは住民を母集団にして、それで件数出しているからというのもあるのはありますけれども、いずれにしても根拠がないという意味では根拠がないというのは変わりのないことだと思っているのです。だから、治安が悪いという言葉については、ちょっと要警戒といいますか、ステレオタイプだとか、うわさだとか、そういうものを助長する恐れがありますし、そもそも治安が悪いというのはどういう意味なのかとか、結構、市としても慎重に議論いただけるとありがたいなと思っているところで、そういう質問をさせていただきます。

**川崎会長** 確かに森委員のおっしゃることも一理あると思えますね。何かその辺また工夫を凝らしていただけたらと思います。



**平澤ダイバーシティ推進室長** 次回の調査の際には、そういった言葉につきましても十分留意したいと思います。

**川崎会長** ほかにございますでしょうか。

**森委員** どこの項目か忘れたのですが、なぜ今でも部落差別、差別問題、どっちだったか忘れましたけれども、がなくならないのかということに関連する質問があったように記憶しているのです。その中に、従来の私が見てきた調査だと、例えば大阪府の従来の調査だと、要するに教育や啓発で教えて広めているから差別がなくならないのだというふうな選択肢があったのです。それに対して今回の大阪市の選択肢ではそうではなくて、従来の教育のやり方では差別がなくならないからというか、そのような選択肢になっていたと記憶するのです。これは従来からのを踏襲してそう質問されているのですかね。その点、認識が不足しているのかもしれないなと思ってまして、先ほど治安が悪い云々ということで、あれは従来のを踏襲してということでしたので、こちらはどうかということのを伺ってみたいなと思ったので、わかりますかね。

**辻井人権企画課長代理** 差別がなくなる、なくならないの話でいいですと3カ所ございまして、問9 - 1、18ページです。それと、あと結婚と就職のところの差別の関係で将来なくなる、なくなると、テーマを絞った形の質問になっています。おっしゃっているのは、多分、18ページの問9 - 1と思いますけれども、その中の選択肢、理由として、これ複数、選択ということで求めさせていただいた分なのですけれども、今までの経過といいますが、これまでの教育ではなくなるといっても、問5で選択肢を設けさせていただいておりますし、過去の経過を踏まえた形で答えの項目の選択肢をつくらせていただいたという経過ではございますけれども。

**平澤ダイバーシティ推進室長** 前回の調査でも同和問題を解決するために行ってきたこれまでの同和対策の必要性が十分に理解されていないからといったものはあり、または啓発もそうですね、啓発も、これまでの教育、啓発の手法では差別意識をなくすことに限界があるからとかいう選択肢があります。

**森委員** それは何%だったのですか。%までは出ていませんが、それならいいですけど。

**平澤ダイバーシティ推進室長** 前回は17.7%ですね。

**森委員** はい、ありがとうございます。

**川崎会長** 今のお答えでよろしいですかね。

**森委員** はい。

**西田委員** 1点だけ。23ページの、しばしば、あるいはたまにの区分不明というのが結構な率で出てくるのが意外だったのですが、これは両方に丸がある、記入欄がある、中間に丸があるとかそんなものですか。そういうケースはたまに出てくるのですが、これがこんな数が出てくるというのが意外で、もしこのレベルで公表されるのであれば、しばしば、あるいはたまにの区分不明というのは、不明無解答に近いというふうな考え方でここに位置づけられていると思うのですが、明確にこの2つの区分不明であるのならば、し

ばしばとたまにの中間に入れ込んだほうがイメージとしてはいいのではないかなと思いました。以上です。

**川崎会長** 事務局のほう、ご説明願えますか。

**平澤ダイバーシティ推進室長** 前回もこういったグラフ構成にしてしまっていましたので、同じような形にはしてしまっておりますけれども、おっしゃるように確かに真ん中に持ってきたほうがわかりやすいということでございます、その辺は、これもこのベースで公表しておりますので、どう修正できるかわかりませんが、そのあたりは検討させていただきたいと思えます。

**森委員** 選択肢としてあるということなのですか、これ。

**辻井人権企画課長代理** いえ、そうではございませんでして、選択肢は、しばしば反対、たまに反対されることがある。

**川崎会長** しばしばとたまにと両方丸されているのですかね。

**辻井人権企画課長代理** 2つに丸をされているとか。あるいは真ん中の点に丸をされている方とか。いろいろございまして。どうしようかという論議はしたのですけれども。

**川崎会長** ほかにないようでしたら、次に進めさせていただきますが、どうぞ。

**大前委員** 本調査については男性、女性とか性別のところを丸するところというのはあったのでしょうか。最初、おっしゃられた、で、その他というものがあったというふうな認識でよろしいですかね。

**平澤ダイバーシティ推進室長** はい、そうです。この調査においてそういった区分を設けています。

**大前委員** そうすると恐らくその調査される際に、一定、その項目をとられているということは、性別による結果の差であるとか、そういったところも抽出されるためにそういった項目を設けられたのかなというふうに理解しているのですけれども、気になったのが、例えば9ページですかね。結婚相手を考える際に気になることというふうなところで、幾つかの項目で、例えば家事や育児の姿勢や能力ですとか、仕事に対する理解とか経済力とか、そういったところに関して、もしかしたら例えば女性の人権であるとか、家庭や職場における男女差別みたいなところの傾向を知るためにもこういった項目をとられているのであれば、例えば男性の場合であったらどれぐらいの比率であったかとか、女性であればどれぐらいの比率であったかとか、その他の方であればどうだったかというようなところも見えてくると、より参考になることがあるのかなというふうに感じたのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

**辻井人権企画課長代理** 全ての項目なのですけども、今回、いわゆる全体743ベースで傾向を出させていただいております。もちろん先ほど申し上げた性別あるいは年代別、あと学歴、職業という形で、クロス調査もさせていただいております。分量的な形もございまして概要版ということで、全体の数値しか出しておりませんが、当然、出させていただいております。詳細分析のときに出させていただきますけれども、男女の考え方の違い

等々も出る可能性はあると思いますので。調査はしております。この場では全体の数値ということだけで、申しわけございません。

**川崎会長** 時間の関係もありますので、この取組みについては、またご意見もありましたので、慎重に進めていただけたらと思います。

では、次の議事ということで、議題2の(3)犯罪被害者等支援の国及び本市の取組みについてと、(4)第5回大阪市同和問題に関する有識者会議について、事務局より一括で報告をお願いします。

**吉岡共生社会づくり支援担当課長** 共生社会づくり支援担当課長の吉岡でございます。

まず、犯罪被害者相談等支援の国及び本市の取組みについて、資料2-(3)に基づきご説明をさせていただきます。犯罪被害者につきましては平成16年12月に基本法が制定されて、第1次、第2次基本計画が策定され支援を取り組んでまいりました。今年度、第3次被害者等基本計画が4月に閣議決定され、また国の担当庁が内閣府から警察庁に移管をされ、よりきめ細かで迅速な取組みを行っていくことのあらわれとなっております。第3次基本計画の主なポイントとしましては、相談体制の充実、国民の理解の促進、自己が直接の被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭った子どもに対する適切な支援、犯罪被害者等に対する生活全般にわたる支援の強化でございます。

続きまして、大阪市の取組みについてご説明をさせていただきます。

大阪市の取組みとしましては、平成19年11月から市役所4階に総合相談窓口を設置し、電話、面談による相談を受け付けております。また、支援内容等を取りまとめた支援ハンドブックを作成し、的確に相談に対応できるようにしております。内容については、時々に変更をさせていただいております。また、犯罪被害者等支援の理解を深めるため、講演会に当事者を講師として派遣をする事業や市民セミナーの開催、また11月25日から12月1日の犯罪被害者週間を活用した啓発事業を行っております。生活支援といたしましては、平成24年より市営住宅の優先入居事業や、相談者の状況に合わせて既存の一般施策を有効に活用しております。また犯罪被害者支援にかかる庁内連絡会議を設置し、効果的な支援体制となるよう努めております。今後とも被害が潜在化しないよう適切な支援を行えるよう努めてまいります。以上でございます。

続きまして、大阪市同和問題に関する有識者会議についてご報告をさせていただきます。有識者会議につきましては、同和問題に関する課題の解決に向け、幅広い方々からご意見をいただくことを目的に設置しております。資料の2-(4)に基づきまして、平成28年3月18日に開催しました第5回有識者会議について、ご説明をさせていただきます。

(1)としまして大阪市における人権相談事業について、人権啓発・相談センターから事業内容、相談体制、相談事例を含めた説明を行い、委員の方々からは相談事例から感じた感想や課題別相談件数の分類についての工夫、また人権啓発・相談センター自身の認知度アップに向けた広報についてアドバイスをいただきました。

(2)といたしまして、昨年度、発生しました連続差別事象についての概要説明を行い、

委員の方々からは、こうした差別を規制する法制定の必要性、差別事象の分析が必要であることや、新たな差別事象の防止について府との連携を強化するようご意見をいただきました。

(3)といたしまして、「国勢調査を活用した実態把握」についてでございますが、平成28年度実施する旨、ご説明をさせていただきました。

(4)につきましては、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」につきまして経過等を説明し、委員の方々からは実効性のある条例にし、そのことによって市民へのヘイトスピーチはよくないものであるという意識づけになる。また公共施設の貸し出し等について一定の規制をかける検討を行ってほしいというご意見をいただいております。

(5)その他としましては、市民意識調査の実施について情報提供をさせていただきました。

私のほうからは以上でございます。

**川崎会長** ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ご質問ご意見ございますでしょうか。どうぞ、森委員。

**森委員** 今、報告の最後のページにあります、(4)「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」についての審議のところなのですけれども、これは同和問題に関する有識者会議ですよ。ヘイトスピーチの領域として、同和問題にかかわるヘイトスピーチは話題になってないということについては、特に意見がなかったということですか。

**吉岡共生社会づくり支援担当課長** この会議の中では特に意見はございませんでした。

**森委員** ありがとうございます。

**川崎会長** ほかに、ご意見ございませんか。この犯罪被害者等支援と同和問題に関する有識者会議についても、ご説明どおりに着実に進めていただけたらと思います。

本日の議題は以上でございます。本日、ご議論いただいた内容やご意見につきましては、今後、大阪市の人権行政の取組みを進めるに当たり十分に反映活用いただけるよう、事務局でご検討の上、また着実に実施を図っていただきたいと思います。検討課題とされました内容につきましては、事務局でご検討の上、後日、委員の皆様にご報告いただけたらと思います。

本日の審議会はこれで終了いたしますが、私たち委員はこの10月末をもって2年間の委員が任期満了となると思います。事務局の今後の予定によりますと、先ほどおっしゃいましたように、このメンバーでの審議は本日が最後となります。皆様、お疲れさまでした。

今日は定足数ぎりぎりでしたが、十分にご意見がいただけたと思います。もし任期中に審議すべき案件があれば、招集させていただきますので、よろしく願います。それでは、ありがとうございます。事務局に返します。

**中井人権企画課担当係長** 活発なご議論ありがとうございました。それでは以上をもちまして、審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

了